

令和2年度第4回宮城県障害者施策推進協議会 議事要旨

1 日時

令和3年2月3日（水）午前10時から11時30分まで

2 場所

TKPガーデンシティ仙台勾当台 2階ホール1

3 出席者

(1) 委員

別紙「出席者名簿」のとおり（12名出席）

4 議事要旨

(1) 開会

(事務局・八鍬副参事)

- それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和2年度第4回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部長の伊藤より、一言御挨拶申し上げます。

(伊藤保健福祉部長あいさつ)

- 宮城県保健福祉部長の伊藤でございます。
- 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、本日の協議会は、委員改選後初の開催となります。委員の皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、引き続き、御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。
- さて、本協議会において御審議いただいております「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」及び「手話言語条例（仮称）」につきましては、前回の協議会において御承認をいただいたところでございますが、その後、県議会の常任委員会において最終案を報告したところ、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」の名称について、複数の委員から「障害を理由とする差別について、禁止又は解消」という文言を入れるべきではないかとの意見が出されました。
- このことから、阿部会長及び野口副会長に御相談の上、条例名を「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」に修正させていただき、その旨を各委員の皆様にご報告させていただいたところです。こ

の条例名で、2月県議会に条例案を上程させていただく予定です。

- 本日は、お手元の次第にありますとおり、「宮城県障害福祉計画の最終案」について、御審議いただくこととしております。
- 前回の協議会においては、計画の中間案について御了承をいただき、その後、県議会への報告を行うとともに、11月27日から12月28日までの期間でパブリックコメントを実施し、様々な御意見をいただきました。
- 今回は、これらのいただいた御意見を踏まえ、お手元の資料のとおり、計画の最終案をとりまとめた次第です。
- 委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
- 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局・八鍬副参事)

- 今回は委員の改選があり、皆様には、令和2年12月19日付けで本協議会の委員に御就任いただいております。なお、任期は就任の日より2年間となっております。
- 本来であれば、ここで、ご出席の皆様をご紹介すべきところですが、お時間の都合上、お手元に配布の名簿にて代えさせていただきます。
- 再任の方々もいらっしゃいますが、改選後初めての協議会となりますので、改めて、事務局より宮城県障害者施策推進協議会について、説明をさせていただきます。
- 宮城県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、県の条例によって設置され、本県の障害者施策の総合的かつ計画的な推進について調査及び審査いただく合議制の機関となっております。
- 本日は委員の方々の半数以上の出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告いたします。
- 本日の議事進行についてですが、委員の改選がありましたので、協議会条例第5条第1項の規定により、会長・副会長は、「委員の互選によって定める」とされており、委員の方々により会長・副会長が選任されるまでは、伊藤保健福祉部長が進行役を務め、会長・副会長が選任された後は会長に進行役をお願いいたします。

(2) 議事

(1) 「会長等の選任について」

(事務局・伊藤部長)

- 会長、副会長が決まるまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- それでは、議事(1)「会長等の選任」についてですが、いかがいたしましょうか。
- はい、志村委員お願いいたします。

(志村委員)

- 前期に引き続き、会長には阿部重樹委員、副会長には野口和人委員をお願いしてはいかがでしょう。

(事務局・伊藤部長)

- 皆様いかがでしょうか。※異議なし。
- 皆様の御了解をいただいたようですので、委員皆様の互選により、阿部重樹委員を会長に、野口和人委員を副会長に選出したものとさせていただきます。それでは、阿部会長は会長席へ、野口副会長は副会長席へ移動をお願いします。

※移動・着席

- 会長及び副会長が選任されましたので、以後の議事進行は阿部会長をお願いいたします。阿部会長よろしくをお願いいたします。

(阿部会長)

- ただいま、会長に御推薦いただきました阿部でございます。
- 本日の協議会、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、どうかよろしくをお願いいたします。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めてお礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、「宮城県障害福祉計画の最終案」について審議することとなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くのご意見をいただきたいと思いますので、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。
- それでは、事務局から議事の「(2)宮城県障害福祉計画の最終案」について説明をお願いします。

(2)「宮城県障害福祉計画の最終案について」

①事務局説明

(事務局・大森課長)

- 障害福祉課長の大森でございます。よろしくお願いいたします。
- 宮城県障害福祉計画については、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に策定するもので、現行の計画期間が今年度までとなっていることから、次期計画案について、これまで3回にわたり本協議会でご審議いただいております。
- 次期計画は、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とし、直近の障害保健福祉施策の動向や厚生労働省が作成した基本指針を踏まえ、同時並行で策定を進める市町村計画との整合性を図りながら、広域的見地で県計画を策定するも

のです。

- 前回11月の協議会で御審議いただいた「宮城県障害福祉計画中間案」につきましては、11月27日から12月28日にかけて、パブリックコメントを実施し、6の個人又は団体の方から、48件の様々な御意見をいただいたところです。
- このうち、7件について計画最終案に反映し、6件については計画策定にあたり対応しているもの、5件は現在の計画案に記載があるもしくは読み込める内容となっているもの、残り（30件）はご意見として賜り今後の施策展開の参考とさせていただくものとして整理させていただいております。個別の考え方等については、資料3をご確認ください。
- 本日は、これらの御意見等を踏まえ、最終案としてまとめた内容を御説明させていただきます。
- なお、いただいた御意見につきましては、資料3にまとめておりますので、後ほど御確認ください。
- それでは、「宮城県障害福祉計画」の最終案について御説明いたします。最終案本文は、資料2としてとりまとめておりますが、中間案からの変更点を整理した資料1に基づき、パブリックコメントでいただいた御意見の反映状況を中心に、主な点を御説明させていただきます。
- 「資料1 宮城県障害福祉計画最終案 中間案からの変更点」を御覧ください。こちらの資料は、左側が最終案、中央部分が中間案となっており、該当部分に下線を引いております。「該当ページ」は本文のページを表しております。
- 1ページ目の第1章3の（2）「策定の経過」については、本計画の策定の経過を追記しております。
- 次に、2ページを御覧ください。第2章1の（1）「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、令和元年度末時点の施設入所者数の実績を市町村への照会結果を基に修正しました。
- 同じく2ページの、第2章1の（2）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の「精神病床における一年以上長期入院患者数」について、前回の協議会の段階では、国から算出シートが未提出であったため、目標値を提示できませんでしたが、今回、国の算出シートを基に目標値を提示させていただいております。なお、パブリックコメント時には、この目標値を記載の上、意見を求めています。
- 続いて3ページの、（4）「福祉施設から一般就労への移行等」について、前回の協議会において、奥田委員から、「年間一般就労移行者数」のうち、B型の事業所からの移行者数目標値が現行計画の実績値と比較しても高く、実現可能か、適切な目標設定となっているのか、という御意見があったことから、目標値を修正しております。

- 中間案での目標値は、現行計画の令和2年度における「年間一般就労移行者数」を460人とする目標に対して、令和元年度において412人の実績となっており、順調に推移していることを踏まえて、市町村計画の積み上げ値を基に、552人と設定したのですが、次期計画からその内訳として新たに目標設定が必要となった就労移行支援、就労移行支援A型、B型において、県全体で積み上げた目標値が特に高く、実現可能性を考慮し、国の基本指針で示された倍率1.27を基に、「年間一般就労移行者数」を527人、そのうち「就労移行支援事業利用者」を454人、「就労継続支援A型利用者」を29人、「就労継続支援B型利用者」を44人といたしました。
- 同じく、3ページの「就労定着支援事業の利用者数」について、上記の「年間一般就労移行者数」の目標値の7割以上としていたことから、527人の7割に当たる、369人といたしました。
- その下の【参考】ですが、令和元年度実績について、市町村への照会結果を反映し、修正しております。
- 次に、4ページを御覧ください。第3章の2「障害福祉サービス等の必要な量の見込み」について、数値を全体的に修正しております。具体的な数値については、本日、机上に配布しております参考資料をあわせて御覧ください。各サービスについて、平成30年度、令和元年度には実績値を、令和2年度には実績見込み値を、令和3年度から5年度は計画値を記入しております。障害児入所支援を除くサービスの利用量及び利用者数の実績値、計画値については、実施主体である市町村への照会結果を基に修正しております。事業所数については、実績値は、県の指定事業所台帳を基に、各年度末において提供中の事業所のみを再度集計し、計画値については、各市町村においてサービス提供体制の確保のために必要と見込まれる事業所数を見込み、その数を記入しております。
- このうち、前回野口副会長からご指摘のありました、就労移行支援及び就労継続支援A型の事業所数については、市町村への再照会結果を積み上げたところ、表の通りとなっております。
- 次に、5ページを御覧ください。(3)の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、市町村への照会結果を基に、精神障害者の地域移行支援等のサービス利用者数の見込みを修正しております。
- 同じく、5ページの【参考】についても、市町村への照会結果を基に修正しております。
- 次に、6ページを御覧ください。(5)の「福祉施設から一般就労への移行等」についての項目が7ページまで続いておりますが、先ほどご説明しました「年間一般就労移行者数」の目標値の修正に合わせて、活動指標についてもそれぞれ修正を行っております。

- 次に、7ページを御覧ください。(6)の「医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」について、前回協議会において、下山委員、森委員から医療的ケア児等に対する支援の現状や課題についてお話しいただき、その中で令和3年度の計画値は0人でよいのかという御意見をいただきました。その御意見等を踏まえて、令和3年度末までに2人、令和4年度末までに5人としました。
- 同じく7ページ、(9)の「地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量」について、国が提示する推計式を用いて再度検討し、901人と設定いたしました。
- 次に、8ページを御覧ください。第4章1の「指定障害者支援施設の必要入所定員総数」について、10月1日時点の情報に更新するとともに、パブリックコメントで出された「入所待機者数が500名を超えていることは、定員が50人増える理由にはならないのでは」との御意見を踏まえて、増員理由を再整理しました。①地域生活移行に取り組みながらも、入所者の中には地域での生活が困難な方も多い状況にあること、②障害の重度化等により入所待機者数は増加している状況にあること（待機者数が多いことよりも、増加している状況が主であること）、③指定障害児入所施設における18歳以上の継続入所者の移行先確保の対応も必要になっていること、とその理由を修正いたしました。
- 同じく、8ページ、第5章5の「障害者等の社会参加の促進」について、パブリックコメントでの意見を踏まえ、障害者福祉センターの役割・機能について記載を加えるとともに、障害者スポーツやレクリエーション活動の取り組みについても追記いたしました。
- 次に、9ページを御覧ください。6の「障害を理由とする差別の解消の推進」について、条例名称案の変更を反映するとともに、10ページの(2)「普及啓発・広報活動の推進」について、差別解消と共生社会づくりに向けた取り組みの方向性について内容を追記しました。
- 同じく、10ページ、7「障害福祉サービス等を提供する利用者の安全確保に向けた取組等の充実」の、(2)「防災対策」について、パブリックコメントの意見を踏まえ、「盲ろう者向け通訳・介助員」、「災害派遣福祉チーム(DWAT)」、「盲ろう者」の文言を、それぞれ追加しました。
- 次に、11ページを御覧ください。(3)「専門性の高い意思疎通支援を行うものの派遣事業」の、②「盲ろう者通訳・介助員派遣」について、パブリックコメントの意見を踏まえて、支援の内容がコミュニケーションと移動に限定されないよう、「等」という言葉を追加しました。
- 同じく、12ページ、2「地域生活支援促進事業」の(5)「工賃向上計画支援」についても、「みやぎ障害者プラン」において重点施策として位置づけていること等から、次期計画での取り組みの方向性として、内容を追記するとともに、【参考】

として記載している一人当たり平均月額工賃の令和元年度実績を更新しました。

- 以上が、障害福祉計画の最終案となります。本協議会での審議を経て、年度内に策定する予定としております。この議題についての説明は以上です。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、パブリックコメント等で寄せられた意見と、意見に対する県の考え方を資料3として整理し、それらを踏まえ、計画の最終案をとりまとめたとのことでした。また、中間案からどのように修正がなされたかが資料1として示されております。
- また、パブリックコメント等における主な意見としては、地域生活移行に係るもの、入所施設のあり方に係るもの、社会参加の促進に関する意見などがあつたと理解しております。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- なお、御発言の際には、マイクをお持ちいたしますので、マイクを御使用の上、御発言ください。
- はい、森委員お願いいたします。

②質疑応答

(森(正)委員)

- 資料2の福祉計画1ページ目の本文6行目なのですが、この福祉計画というのは基本的に障害福祉サービス、2番目に相談支援、そして3番目に地域生活支援事業、そして障害児の支援、と柱があるわけですが、これ以前からそうなのかもしれないですが、特に地域生活支援事業の章で言いますと第5章・第6章あたりに関係することなのですが、特に第6章54ページからですが、成果目標がきちんと入っているものと全く入っていないものでばらつきがあるんですね。第5章は成果目標が全然入っていない。具体的に申し上げますと、例えば58ページに障害者スポーツ振興と芸術文化活動振興という項目がありますけれども、これは国の障害者基本法に基づく基本計画というものが国全体であるわけです。この基本計画にはかなりスポーツについても芸術文化活動についても数値目標がしっかりかけられている。例えば成人のスポーツを1週間に必ず1回以上する人を何%にしようとかですね、具体的に言うと。ですから、最初の障害福祉サービスについてはきちんと成果目標が入っているんですが、障害者の生活にとって地域生活支援事業も非常に大事な部分なので、これは国の示すシートの問題もあるのかもしれないですが、今期は無理としても次の第7期あたりできちっと全項目と言わないまでも、成果目標を出していくような取組が必要じゃないかと思いました。
- パブリックコメントの1番目を出させていただいたのは私なのですが、目次だ

け見ますと2章、3章はきちっと章節項で言うと節と項がきちっと明記されていて、こういう計画なんだと全体像がわかるんですが、特に4章、5章、6章になると大きな章だけの明記なので本文を見ないと何がこの計画に書いているのかな、というのがわからない。まあ、今期はいいですので次回、目次だけ見て「なるほど、こういう内容が入っているのか」というのがわかるようなものを期待したいです。でもこれは多分シート上の問題で無理なのかもしれませんが、私が言いたいのは地域生活支援事業に今後きちっと成果目標が必要なんじゃないでしょうか、というのがポイントです。以上です。

(阿部会長)

- ただいま御意見、御質問あわせていただきました。
- 成果目標が示されているものと、示されていないものがあるということ。それを踏まえて特にということで、58ページ、障害者スポーツ振興や芸術文化活動振興について、それから同様に目次について、何がどのように、このへんのところは成果目標が、スポーツ振興や芸術文化活動振興については、記載されてあったほうがよろしいのではないかと、
- 目次については第3章までと同様に4章以降もいわゆる節と項、1とか(1)があったほうがよろしいのではないかと、望ましいのではないかと、という御意見。それから現状において成果目標が記載されているものと記載されていないものについて、あるいは4章以降に項が記載されていないことに何か特段の理由があるんですか、という質問と、それを踏まえて記載されていたほうが望ましいのではないかと、という御意見をいただいたところですが、事務局いかがでしょうか。

(事務局・大森課長)

- ありがとうございます。この障害福祉計画、障害児福祉計画は定めるべき事項については、厚生労働省から示されている基本指針がありまして、定めるべき事項というのが具体的に示されております。それに基づいて都道府県だけではなく市町村も同時に計画を策定しているというところでございます。
- あわせて、その指針に基づいて必ず定めなければいけない事項と、任意で定める内容については裁量が委ねられている部分があって、例えばサービスに関する見込量だったり、その上の成果目標、こういったところは当然定めなければならないものになりますけれども、先程森委員から御指摘いただいた地域生活支援事業の目標に係る部分については、そこまでの求めということにはなっていない、ということでございます。地域生活支援事業については、地域の実情に応じて実施する取組ということで、国のほうからも補助制度が準備されていてその枠組みの中で様々な展開をしておりますので、基本的には地域生活支援事業として実施している、もしくは、実施するものについて記載するというところがベースとなっております。その中で活動指標的に掲げられる目標については入れ込んでいます。

いうところなのですが、そこが全ての項目において網羅できているかというところ、委員御指摘の状態だと考えております。

- 今回についてはこのような整理で最終案までできていますので、次回に向けてはそのへんのわかりやすさであったり、成果目標に繋がる部分の活動指標について工夫ができる部分はできる限り工夫してまいりたいと考えております。
- また、章だてというか款項目の設定につきましては、正直申し上げると每期この計画を積み重ねてきておりますので、そこは従来からの章だてに沿った形になっているというところがございます。ここについてもこれまでとの比較の部分で章だてを踏襲するという考え方と、よりわかりやすい款項目だてにすべきという御意見あるかと思っておりますので、次のタイミングの時にも整理できればそういったところも含めて検討をさせていただければというふうに考えております。

(阿部会長)

- 森委員よろしいでしょうか、はい。
- その他に御質問・御意見ございますでしょうか。
- はい、下山委員お願いいたします。

(下山委員)

- パブリックコメントの6番にありますように、新型コロナウイルス感染による影響というのが私たち知的障害の子をもつ親たちはすごく心配なんです。親たちから相談を受けています。障害をもった子どもたちがコロナにかかった場合の入院先はあるんだろうかということなんです、まず第一点。また、親がかかった場合、障害をもった子どもを預かってくれるところがない。多賀城市では地域拠点センターがあって、そこで緊急の場合は一時預かりをしているんですが、家族がコロナになった場合はそのお子さんは預かることはできません、とはっきり聞きました。じゃあその子どもはどうするのかと、誰に預けるのか、拠点の病院に親子で入れるということがあればいい、でも拠点センターの2市3町ではそれはできないと言われて県のほうに伺いをたててくれということでした。今日この協議会があると言ったら是非このことをあげてきてくれと言われました。多賀城市や利府高校でもクラスターが出ています。支援学校の子どもで兄弟が利府高校に行っている子がいるんです。その子の親にしたら、子どもにうつたらどうしようということ、お兄ちゃんお姉ちゃんを隔離しているみたいですが、そんな時、拠点センターでは預かってくれないのでどこか指定された病院等が各拠点に無くても県内のどこかにあればいいなと。
- 行動障害の子はマスクもできません。こないだ埼玉でクラスターが出て亡くなった事例がありました、8人。あれは徘徊するからレッドゾーンから出る恐れがあるから病院は拒否した、ということなんです。それで施設の中に居て亡くなったんです、入院できなくて。それって障害をもった子も同じなんですよ。

- その辺も含めて何か、この病院だったらいいですよ大丈夫だよみたいなのところがあれば親たちも安心できるかなと思うんですね。
- それからワクチン、やっぱり障害をもった子がかかったら大変なので、親たちは早くワクチンを打ってほしいということなんです。これって基礎疾患には入らないの、と親たちから言われまして、是非高齢者の次に障害が重いとされている人たちもワクチンを打って、子どももかからないように親もかからないようにしてほしいということです。どうなんでしょうか。

(阿部会長)

- 計画への長期的な意味での反映、ということでももちろん関係してくると思うのですが、とりあえずは今の不安ということで障害をもたれているお子さんがコロナウイルスに感染した場合、あるいは保護者の方が感染した場合入院できる施設が定かでないことへの不安と、ワクチンについて優先的に接種するという配慮があってもいいのではないかと、という現状についての不安ということで御質問いただきましたので、事務局いかがでしょうか。

(事務局・大森課長)

- はい、コロナウイルスに感染したお子さんだったり、親が感染してしまって面倒をみる方がいなくなった場合、そういった事態というのは想定されるものでして、色んな検討はしているところでございます。ただ、障害児に限らずなんですけども、児者ともに障害の程度だったり特性によって対応は色々あるんだろうと思っております。やはり、症状が重篤化して入院しなければいけない場合の話と、そこまでではなくて軽症なんだけど陽性になってしまった場合、さらにはご本人、障害児者の方はかかっていないんだけど日頃介護をしてくれる介護者が入院しなければいけなくなった場合、それぞれの対応が必要になってくるのかなというふうに考えております。
- まず入院の部分の話に関しましては、やはり行動障害をおもちの方が入院が必要になった場合に、受入先が果たしてあるのかという部分も心配な点としてございましたので、そこは入院の調整チームというのがあって、そういったところを通じて主たる医療機関の先生のほうにこういった場合どうしましょうか、という相談は入れさせていただいているところでございます。
- あと、陽性になったけれども軽症で入院までには至らない、というような場合については、県としても宿泊療養施設を確保しておりますけれども、例えばその中で介護者とともに宿泊施設に入るという運用も一つ選択肢としてはあるのかなと。あとは親が入院してしまって障害児者の方の面倒を誰もみれない、といった部分については、また別なところで受入先の確保について調整を進めているところでございます。箱物の話とそこで面倒をみてる看護師、介護士そういった方の確保という部分がありますので、そういった問題に対応できるように鋭

意調整を進めているところでございます。

- ワクチンについては私も十分把握していませんので、そういった声があったということだけ承らせていただきたいと思います。

(阿部会長)

- 明確な回答ということで今は示されることはなかったのですが、検討には入っておられるという説明でした。
- 下山委員，加えて何かございますか。

(下山委員)

- 障害と言っても色々あるんですね，全介助の子もいます。そういう子が入院した場合，介護してくれる人が本当に障害をもった子どものことをわかって看護してもらえるのか，ということが親たちが一番心配なんです。そういう子どもたちしゃべれないのでただ泣くだけ，騒ぐだけとなった場合にうちではみられませんと出されるんじゃないか，というような親たちが心配していることがあるんです。やっぱりさっきも言ったように，色んなものにこだわる子というのは，病院に入院したことがないので皆珍しい，そして徘徊する，だから危ないといって出されたらどうするのか，という親たちが結構いるので，重くてもみってくれるという病院があれば，障害に特化した何かあればな，ということなんです。今のところ何もないみたいですので。障害をもった子でかかった子もいるみたいなんですけども軽いので全然心配はなかったんですね。でも，まだ重い障害の子たちは残っているんでこれからかかる可能性はあるのでそういう心配はあります。そういう場合に何か良い方法はないのかと提案させていただいたわけです。

(阿部会長)

- 具体的にこのような対応，ここが拠点でここに入院できる，というようなところまで成案は得られていないということですが，検討には入られているというふうに私理解しましたので，やはりご心配になられているということは切実だろうと思いますので，検討に入っているということでもお伝えできるような，問い合わせがあった際にそのような配慮，御対応をお願いできればなと私からも思いました。具体的にこうなっています，とまではお示しまだできなくても抱えられている心配，問題については理解をして対応を検討に入っているということだけでもだいぶ違うのではないかと思いますのでよろしく願いしたいと思います。

(下山委員)

- 県の育成会事務局には何件か相談があるんだそうです。そうなった場合どうすればいいですか，誰に言えばいいんですか，というお母さんたちの悲痛な叫びだったという事務局の話があるんです。それはまだわからないし，これから検討しますという返答はしてました，という事務局の話だったので，その辺も含めてそ

ういう子どもたちも面倒みてほしいと思うんですね。

(阿部会長)

- 冒頭に伊藤保健福祉部長もコロナウイルスのご挨拶から入りましたので、部長も御出席のところでの御発言だということで、県としても受け止めていただいたのではないかと思いますので、下山委員もお戻りになられたら、きちんと発言をして事務局に伝わったというふうにお答えいただければと思います。
- 他にございませんでしょうか。はい、川村委員お願いいたします。

(川村委員)

- 今の下山委員のお話を受けて、本当にその通りだなと思ったんですけども、このコロナウイルスの混乱というのは災害時の混乱とも似たようなところがあるのかなと思っていて、今後は災害対策と合わせて感染症対策を考えていかないといけないと思いました。これまでも、ここまでではなかったとしてもSARSとか色々な感染症が流行したことがあったと思うので、これから合わせて考えていく必要があるだろうなと思いました。
- 精神だけというよりは精神障害と何か重複障害があった場合などは、このコロナみたいな長続きした場合に、生活とか制約に対応していくのが難しくなっているなと思っているところです。医療的ケアが必要な子どもとか支援が必要な障害児者の方の親御さんが高齢化してきていて、親御さんが病気になったりとか介護が難しくなった時にどうする、という話題は以前から色々な会議の場に出ていると思うんですけども、今まで下山委員のお話を聞いていると、解決の道筋が未だに見えていないなという気がしていて、そこがちょっと気になった点でした。
- あと質問なんですけども、資料1の5ページの下のほうに書いてある参考という部分なんですけども、精神障害者の地域移行支援と地域定着支援の利用者数が2名、9名とそれぞれ載っているんですけども、これは制度を利用した方がそれぞれ2名、9名という形になるのでしょうか。

(阿部会長)

- 前段の部分は御意見ということで事務局で受け止めていただきたいと思います。後段の部分の質問については是非事務局のほうでご説明をお願いいたします。

(事務局・大森課長)

- 先に参考の数字でございますが、令和2年の3月の一ヶ月間にこのサービスを利用した利用者の実人数をここに記載しているということになります。

(阿部会長)

- なかなかご家族にハンディキャップをおもちの方がいらっしゃるご家庭の場合に、精神障害あるいは知的障害等をおもちのご家族としては介護が必要な方、あるいはお子さんとか精神障害等抱えられている方、どちらかがこういうコロナウイルスのような感染症に感染した場合の不安というのでしょうか、そういうも

のを抱えていて道筋がどうも見えてきていないようだ、というような御意見いただきました。なかなか難しい問題だと思いますけども、切実な問題だろうと思いますので受け止めていただければと思います。

- 他に御意見、御質問ございませんでしょうか。はい、森委員お願いいたします。

(森(正)委員)

- 計画の59ページの1番下の部分です。実は先日ある相談がありまして、この件については大森課長さんにも相談させていただいたんですが、今日は職業センターの馬場所長さんが見えになっていないのであれなんですけど、この職業センターというのは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構というところが運営しているわけですね。で、相談があったというのが台原にある宮城障害者職業能力開発校というのがあります。私はてっきり能力開発校も高齢・障害・求職者雇用支援機構で管理しているのかなと思いましたが、どうも宮城県で管理しているんですね。宮城県の経済商工観光部が運営していると、運営を県が任されているというんですかね。実はその相談がペーパー試験では受かったんだけど、寮に入るのがなかなか自立して入浴が困難で不安がある高校3年生の女の子だったんですけども、我々相談を受けた側としては、開発校に向こうからアドバイスを求められたらこうしたほうがいいんじゃないですか、と言えるんですけど、なかなかこちらから言えないですよ。コロナの前は入校式とか毎年行っていたので校長先生がわかるんですけど、毎年行く度に県の人事の関係で校長先生が変わるので親しい関係でもないんですけども。
- 特に障害者の就業ということに関してですね、宮城労働局とか宮城障害者職業センターとの関係機関との連携という文言がありますけど、是非職業能力開発校との関わりというの、せつかく県内にあって東北六県から来ているんだと思うんですけども、開発校の課題が色々あるでしょうから、何か共通の話し合える場とかそういうのもあればいいかなと思って発言をさせていただきました。
- 大森課長さんには非常に丁寧に対応していただいて、なるほどそういう理由で今回は無理だったのかな、ということなんですけど、せつかく勉強したい人が、入寮して自立はできるんですけども、何かにつかまってできるというのが不安な方なんです。それが故に断られたと、この方南三陸町の方なので仙台在住ですと自宅から通ってというのも可能なんだろうけども、やはり寮に入ってでしか訓練を受けられないということなので、是非若者たちの就業に関して宮城県が運営管理している職業能力開発校との関わりをもうちょっとせつかくの機会ですので、何かできればなと思って発言させていただきました。以上です。

(阿部会長)

- 現状を踏まえての御発言だったと思います。既に事務局で受け取られているということでしたが、何か重ねてありますでしょうか。

(事務局・大森課長)

- はい、ありがとうございます。
- 森委員から個別の事案について御相談いただいて、経済商工観光部の産業人材対策課というところが訓練校の所管をしておりますので、現状の把握とこういった森委員からいただいた声というのを所管の課長にしっかり伝えさせていただいたところでございます。やはり生徒を受け入れるということだけでなく寮生活という部分なので、寮生活を支える側の体制の問題等あってなかなか直ちにそういった要望に応えられる状況ではないというお話しではあったんですが、ただそういった機会の確保という部分で、その声はしっかり伝えさせていただきました。
- なお、障害保健福祉行政に係る部分での職訓校との連携という部分では、実は宮城労働局と障害福祉課が連携した取組として、障害者雇用支援合同会議というものがございます。そんなに頻繁に開かれているほど活発ではないんですが、その会議の参加メンバーとして職訓校の校長先生にもおいでいただいておりますので、そういった機会を通じて障害者の雇用促進支援という部分について、課題など共有しながら対応してまいりたいと考えております。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 合同会議というのがテーブルとしてある、ということですね。
- また、森委員も今後何かありましたら、そういう会議体もとりあえずとしてはあるみたいですので、色々お声寄せていただければ現状の改善に伝わる可能性があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- それでは冒頭事務局大森課長からのご説明の中でも触れられておりましたが、これまでも3回ほどこの案件について御審議をいただいているということでもあります。とりわけ前回は中間案について御審議いただいていたということですので、一応御質問、御意見をいただいたということでもよろしいでしょうか。※異議なし。
- はい、ありがとうございます。
- それではこの議事については、了承したというふうに理解をさせていただきます。ありがとうございます。
- それでは、次第では本日これ以外議案用意されておりませんので、これで議事及び報告事項の一切を終了とさせていただきます。皆様には、活発に御意見、御提案いただいたこと感謝申しあげ、またあわせて円滑な議事進行にも御協力いただきまして、本当にありがとうございました。進行を事務局にお戻しいたします。よろしくお願ひいたします。

(3) 閉会

(事務局・八鍬副参事)

- 阿部会長，議事進行ありがとうございました。
- 次第「3 その他」に移ります。皆様から何か御案内，御連絡等ございませんでしょうか。※なし。
- それでは，以上をもちまして，令和2年度第4回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 本日は活発な御審議，誠にありがとうございました。